

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に  
対応した環境教育活動に関するガイドライン  
(ver.2)

2020年8月27日

日本環境教育学会新型コロナウイルス感染症（COVID-19）緊急研究プロジェクト

日本環境教育学会では「環境教育における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響と対応」緊急研究プロジェクトチームを組織し、所属学会員の環境教育活動及び研究への影響に関する緊急アンケート調査を行いました（2020年5月28日～6月16日）。その結果を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した環境教育活動に関するガイドライン（ver.1）」を公表しました（同年6月26日）。これは、緊急事態宣言が解除され、さまざまな環境教育活動が「再開」されようとしている中で学会として活動の指針を提案しようとするものです。

今回公表する「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した環境教育活動に関するガイドライン（ver.2）」は、現在の感染拡大傾向を鑑み、野外の自然体験活動や社会教育施設での環境教育活動に対応するより細かな活動指針が必要と考え、米国疫病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）が公表した”Suggestions for Youth and Summer Camps”（同年6月25日）をはじめ、国内外で公表されている環境教育に関連するガイドラインを参考に改良しました。

このガイドラインは、COVID-19の特徴や治療法等が明らかになることに対応し、感染拡大の状況に合わせて、学会内外の皆さんのご意見やご批判をお聞きしながら、随時改訂しなければならないものであると考えています。会員の皆さんのご意見やご提案をお願いいたします。

「環境教育における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響と対応」

緊急研究プロジェクトチーム

e-mail: covid-19\_p at jsfee.jp

※at を@に変換してお送りください。

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した 環境教育活動に関するガイドライン（ver.2）

本ガイドラインは、野外活動等の環境教育活動を継続して実施するために、新型コロナウイルス感染症予防に向けて最大限注意を払いながら具体的な対策を講じるための指針を示すものである。

## 1. 基本的な考え方

- (1) 指導者は、新型コロナウイルス感染症予防を参加者が自ら考え行動するための働きかけを行う。
- (2) 指導者は、感染症から回復した（もしくは無症状を含む）人が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう意識向上に努める。
- (3) 指導者は、繰り返しリスク評価を行う。
- (4) 地域の状況や活動内容によって、工夫しながらリスクマネジメントを行う。

## 2. 具体的な対策

基本方針：

- 感染予防の3つの基本を守る。
  - ①身体的距離（できるだけ2m程度、最低1m）の確保
  - ②マスクの着用\*<sup>1</sup>
  - ③石鹸による手洗い（20秒以上）\*<sup>2</sup>・アルコール等による手指消毒
- 3密（密集・密接・密閉）を回避した活動を行う。

\*<sup>1</sup>WHO（“Advice on the use of masks in the context of COVID-19” 2020年4月6日付）が推奨するユニバーサル・コミュニティ・マス킹の考え方に基づきマスクの着用を基本とする。但し、人との距離が十分保たれている屋外での活動はこれに当たらない。また、マスク着用によって熱中症のリスクが高まる場合は、屋内外の活動を問わず水分補給を行うように努めること。

次に該当する者は、マスクを使用しない。

- ・ 2歳以下の乳幼児
- ・ 心肺機能が低下している人
- ・ 助けを借りずにマスクの着脱ができない人

\*<sup>2</sup>石鹸と水が手に入らない場合は、アルコール度数60%以上の手指消毒液を使用する。

### (1) 従事者（スタッフ）における対策

- ・ 健康状態のチェックリストを作成し健康管理に活用する。
- ・ 健康不安がある場合は自宅待機とする。
- ・ 出勤前に検温を行う。
- ・ 近距離の会話はできるだけ真正面は避ける。

- ・ 感染者が発生した場合に備えて対応マニュアルを作成する。
- ・ COVID-19 の懸念事項に対応する担当者を決めておくこと。

## (2) 施設における対策

- ・ 施設清掃の拡充を行い、共用部の消毒を徹底する。
- ・ こまめな換気を心がける。
- ・ 視認性の高い場所（例：入り口、食堂、トイレ）に、手洗い・手指消毒、マスク着用等、ウイルスの拡散を止める方法を説明したポスターや看板等を掲示する。
- ・ COVID-19 の蔓延を減らすための定期的なアナウンスを放送する。
- ・ 入り口・トイレ等に消毒液を設置する。
- ・ 入り口の受付等、身体的距離の確保が難しい場合、プラスチック製の柔軟なスクリーンなどの物理的な障壁を設ける。
- ・ 運営上の工夫を行い、利用者の人数制限を行う。
- ・ 近隣都道府県が感染拡大にある時は施設やイベントのある所在地の地理的地域（例：都道府県あるいは市町村）に居住する従事者と参加者に限定する。
- ・ 入館者の検温を行う。
- ・ 施設内のゴミ箱は出来るだけフットペダル式を用意し、ゴミ袋を取り出したり、ゴミを処理したり処分したりする際には手袋を使用する。手袋を外した後は手を洗うこと。
- ・ 床や歩道にテープを貼ったり、壁にサインを貼ったりして、従事者と参加者、参加者同士が列に並んだときなどに身体的距離を確保できるように物理的なガイドを設置する。
- ・ 可能であれば、食堂や遊具を共有する遊び場等の共有スペースを当面閉鎖する\*<sup>3</sup>。

\*<sup>3</sup>参加者には弁当を持参させ、食堂等の共有スペースを使用せずに離れた場所で食事をするか、少人数のグループで食事をするようにする。

## (3) 参加者への周知

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する取り組み、3密を避けるための対策への協力を依頼する。
- ・ 健康状態のアンケートを送付し、事前提出を求める。
- ・ 健康不安がある場合は参加を見合わせる。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は参加を見合わせる。
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）等を活用して過去 14 日以内に観察期間を必要とされている人と濃厚接触がある場合は参加を見合わせる。
- ・ イベント終了後 14 日以内に発症した場合、主催者に濃厚接触者の有無を報告する。
- ・ 個人情報保護のガイドラインを作成し参加者に周知させ、主催者は遵守する。

## (4) 参加者による対策（当日）

- ・ 外出時に自宅で検温を行う。
- ・ 参加者同士の近距離の会話はできるだけ真正面は避ける。

- ・ マスクの予備、清潔なハンカチ・タオル数枚、ポケットティッシュ等を持参する。

### 3. 活動内容に基づいた個別的な留意点

#### (1) 自然体験活動

- ・ 活動グループを少人数で実施する。
- ・ 野外においても身体的距離（できるだけ 2m 程度、最低 1m）の確保に努める。
- ・ 共用の教材・教具は使用后消毒を徹底する\*<sup>4</sup>。教材・教具の材質にも注意する。
- ・ リスクマネジメントを徹底し、病院にかかるケガをしないように心がける。

\*<sup>4</sup>但し、消毒が難しいものは、共有しないようにする。

#### (2) 社会教育施設（博物館・動物園・水族館・環境学習施設等）における環境教育

- ・ 施設の共用部分、特に手で触れることが想定される場所はこまめに消毒を行う。
- ・ 直接手で触れることができるハンズオン展示物等の使用を当面控える。
- ・ ヒトから動物への感染が懸念される施設では動物との距離を十分に取る。
- ・ 3密になるおそれがある感染リスクの高いイベントは行わない。
- ・ グループワークや調理など感染リスクの高い活動は極力避けるように努める。

#### (3) 学校教育における環境教育

- ・ 日常的な健康チェックを励行し、健康に留意した登校・活動参加を促す。
- ・ 出来る限り少人数のグループに分かれて行う。
- ・ 共用の教材・教具は使用后消毒を徹底する。教材・教具の材質にも注意する。
- ・ グループワークや調理など感染リスクの高い活動は極力避けるように努める。

#### (4) 講座・講演会等

- ・ 3密を避けて実施する。当面 50 人以上\*の活動は避ける。50 人未満であっても極力対面での実施を避けオンラインでの開催を検討する。  
\*「50 名以上」とは米国疫病予防管理センター（CDC）の勧告による。
- ・ 参加人数が多い場合は時間で区切る、複数会場を用意するなどの工夫を講じる。
- ・ 机・座席の配置を工夫する。座席の間隔は身体的距離（できるだけ 2m 程度、最低 1m）の確保と同じ。
- ・ 配布資料は出来るだけ事前にメールで送信するか郵便等で送付する。
- ・ 飛沫感染を防ぐために大声を出すことを慎む。
- ・ 椅子や机、マイク等の共用の道具はこまめに消毒を行う。